

令和 9 年度 保育園のごあんない 令和 8 年度からの主な変更点

項番	ページ	変更内容	説明
1	p.17	調整指数12について、適用の対象となるベビーシッターの要件を変更しました。	国が認める基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たす旨の証明書の交付を受けている事業者も対象となります。
2	p.19	「出生予定のお子さんの申し込みについて」新規ページを作成しました。	—
3	p20~33	新規開設園の追加、定員変更等について更新しました。 令和 9 年 4 月よりさくらさくみらい西仲通り、ポピンズナーサリースクール豊海が新たに開園します。	定員数など、随時変更となる場合があります。最新の情報については中央区ホームページをご参照ください。
4	p.35	期間限定型保育事業の申込有効期限を変更しました。	事業の利用が内定しなかった場合でも本事業の申し込みは引き続き有効となるため、改めてお申し込みいただく必要はありません。
5	p.35.39	期間限定型保育事業を利用している方が対象となる調整指数について、要件を拡大しました。	他の待機児童対策事業（居宅訪問型保育事業等）との整合性を図り、利用者の認可保育所への移行を早期に支援するため、加算対象を拡大します（1歳児クラスの利用開始日の翌月から適用）。
6	p.39	利用調整基準表のうち調整指数番号11、番号12については、令和10年4月から変更となります。	認可外保育施設（認証保育所、企業主導型保育事業、無認可保育施設）を利用し、条件を満たした場合に適用される調整指数ですが、認可外保育施設の補助の充実に伴い、対象者と指数を見直します。
7	p.42	「【重要】保育園の内定が「取消」とならないために」新規ページを作成しました。	実際に内定後取り消しとなったケースのうち、特に多かったケースを事例を交えて記載しております。
8	p.47	入所保留中に下の子を妊娠した場合の手続きや認定期間についてまとめました。	復職予定の申込から「妊娠・出産」認定への切り替え手続きの説明や「妊娠・出産」期間について図で分かりやすく記載しています。
9	p.51	転入届出後の手続きについて、提出書類を変更しました。	変更届から認定申請書の記載へと変更いたします。
10	p.72~74	特例在園が可能な期間及び手続書類を変更しました。	特例在園が可能な期間について、令和 8 年 1 0 月より、「保護者の育児休業期間が終了する月の末日まで」に変更しました。 また、特例在園の手続き書類として提出を求めていた「産前産後休暇・育児休業届」を廃止し、代わりに育児休業期間の記載がある「就労証明書」が必要となります。詳細は該当ページをご確認ください。
11	p.92	東京都認証保育所保育料の補助制度が変更となったため、現行制度に合わせて修正しました。	令和 8 年10月から3~5歳児クラスの補助上限額が引き上げられています。詳細については保育課保育給付係にお問い合わせください。
12	p.98	こども誰でも通園制度について説明を記載しました。	—
13	p.100	認可外保育施設などを利用する場合の補助制度が変更となったため、現行制度に合わせて修正しました。	令和 8 年10月から補助上限額が引き上げられています。詳細については保育課保育給付係にお問い合わせください。

※軽微な修正、主旨に変更のない修正などは省略しています。

【問合せ先】 保育課保育入園係 03(3546)5227・5387・9587